第１章　制限行為能力者

※特に指示がない場合、記述の正誤を判断せよ。

1節. 能力

問１．　泥酔者がした契約でも、必ず有効になる。

問２．　制限行為能力者がした契約は無効である。

問３．　取消しをした場合、契約は取消しをした時点から将来に向かって無効になる。

問４．　取消しをした場合、契約の当事者には原状回復義務が発生する。

問５．　意思疎通のできない乳児は不動産を所有することができない。

2節. 未成年者

問１．以下の穴埋めをせよ。

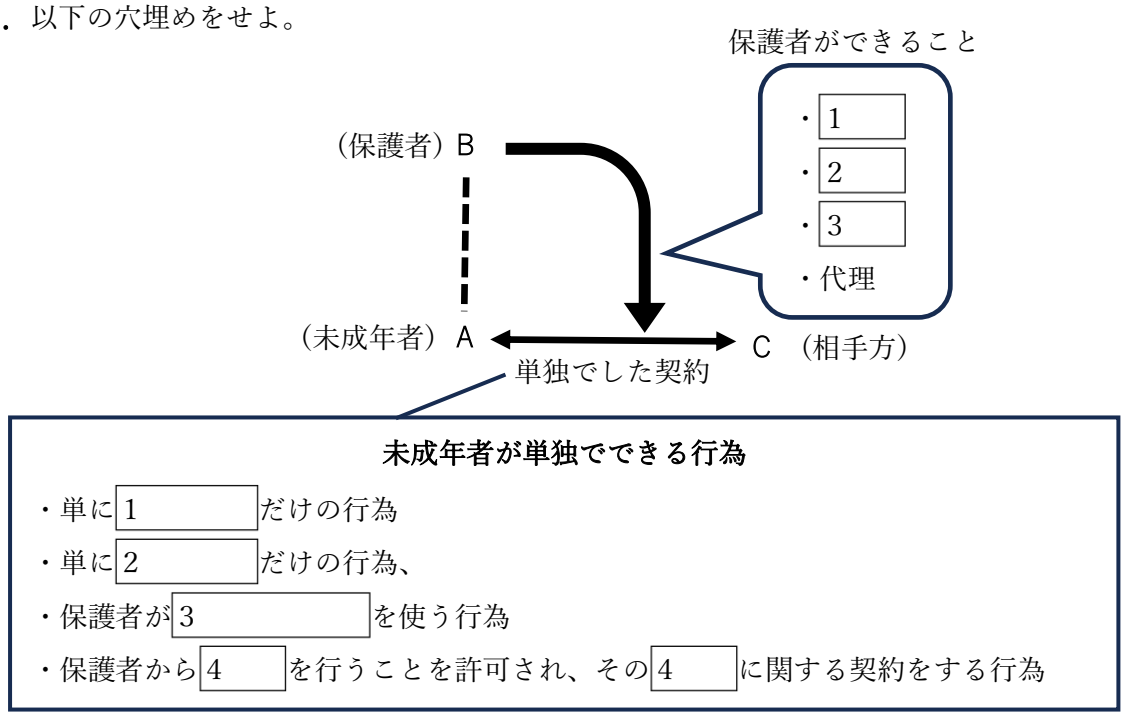

問２．　18 歳の者は未成年者である。

問３．　未成年者が単独でした契約で、取消しできない契約はない。

問４．　「親権者」および「未成年後見人」は未成年者の任意代理人である。

問５．　未成年者が単独でした契約は、保護者のみが取消しできる。

問６．　未成年者が単独でした契約に保護者が後で同意を与えることを「契約の同意」という。

問７．　営業を許された未成年者が、その営業に関する商品の仕入れをする場合、保護者の同意が必要である。

【答え】１節. 能力

１．　**誤**　泥酔者や幼児など、意思能力がないものがした契約は無効である。
２．　**誤**　有効ではあるが、取消しできる状態にある。
３．　**誤**　契約したときにさかのぼって無効になる。（これを遡及効という）
４．　**正**　その通り。
５．　**誤**　乳児でも権利能力を有するので、不動産を所有できる。

【答え】２節. 未成年者

１．

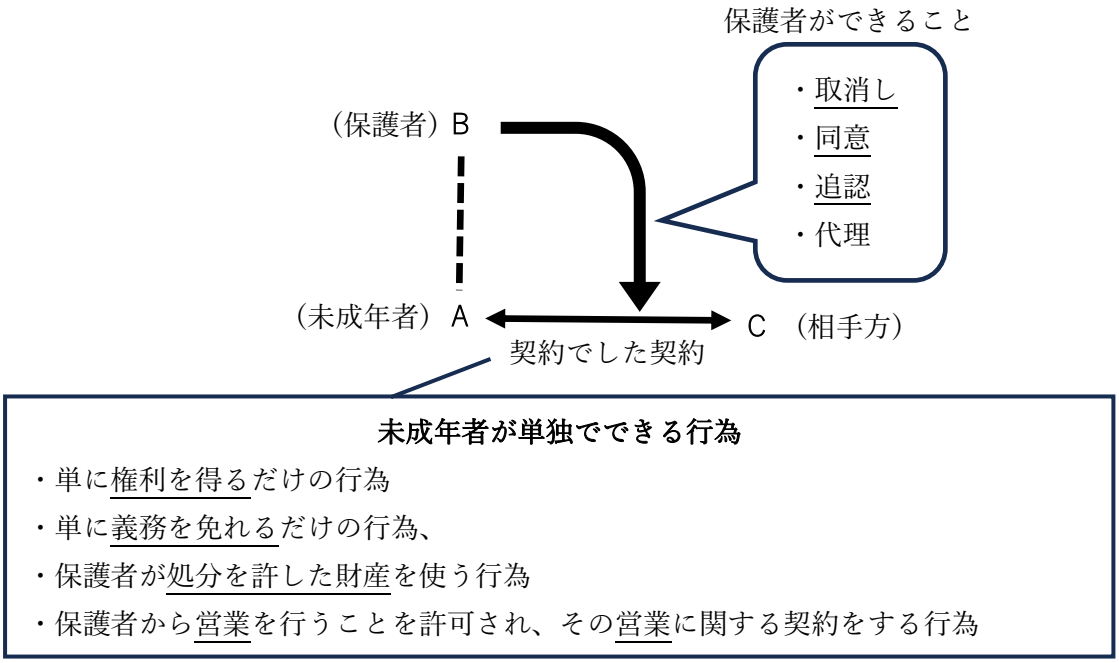

２．　**誤**　未成年者は 18 歳未満の者なので、0 歳から 17 歳である。
３．　**誤**　単に権利を得、単に義務を免れるなど、単独でも取消しできない契約がある。
４．　**誤**　法定代理人である。
５．　**誤**　保護者だけでなく、未成年者自身も取消しできる
６．　**誤**　追認という。試験的には契約後の同意は追認と押さえておこう。
７．　**誤**　営業を許された未成年が、その営業に関して法律行為を行う場合は単独でできる。

3節. 成年被後見人

問１． 以下の空欄を埋めよ。

○成年被後見人とは、事理弁識能力を［1　　］、［2　　］を受けた者をいう。

○被保佐人とは、　　事理弁識能力が［3　　］で、［4　　］を受けた者をいう。

○被補助人とは、　　事理弁識能力が［5　　］で、［6　　］を受けた者をいう。

問２． 成年後見人と成年被後見人の関係について、以下の空欄を埋めよ。

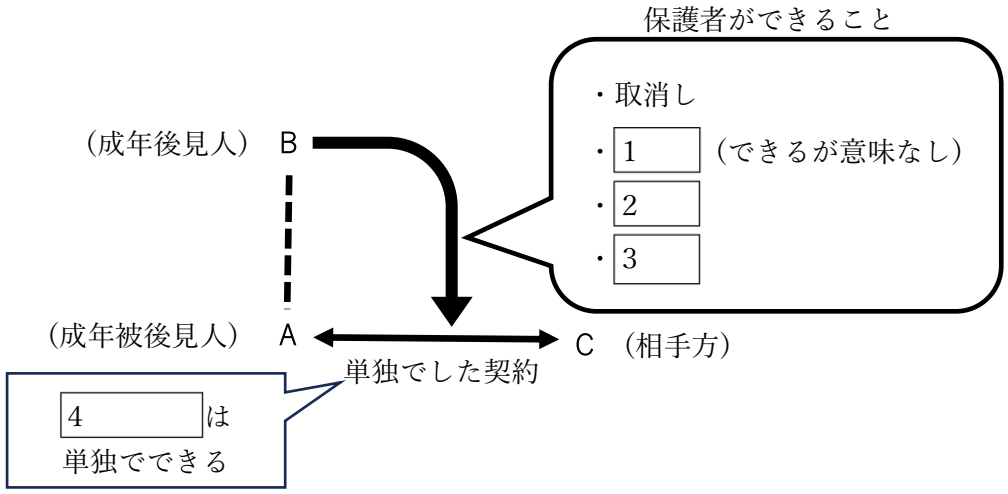

問３． 事理弁識能力を欠けば、当然に成年被後見人になる。

問４． 成年後見人には、当然に成年被後見人を代理する権利はない。

問５． 成年被後見人が単独でした契約は日用品の購入などを除いて取消しができる

問６． 成年後見人が同意を与えたとしても、成年被後見人は契約の取消しができる。

問７． 成年後見人が追認をした場合、成年被後見人は契約の取消しができる。

問８． 成年被後見人が居住している建物の売却は、裁判所の許可なく成年後見人ができる。

問９． 成年後見人は、後見監督人がいる場合には、後見監督人の同意を得なければ、
成年被後見人の法律行為を取り消すことができない。

【答え】3節. 成年被後見人

１．成年後見制度の全体像

〇成年被後見人とは、事理弁識能力を欠き、後見開始の審判を受けた者をいう。

〇被保佐人とは、　　事理弁識能力が著しく不十分で、保佐開始の審判を受けた者をいう。

〇被補助人とは、　　事理弁識能力が不十分で、補助開始の審判を受けた者をいう。

２．成年後見人と成年被後見人の関係

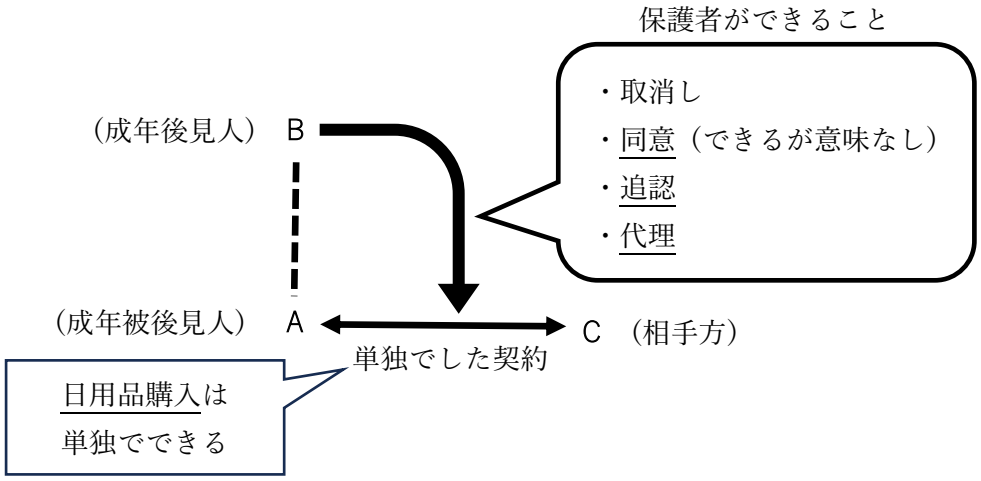

３．**誤**　事理弁識能力を欠くことに加えて、家庭裁判所の後見開始の審判が必要である。

４．**誤**　成年後見人は、成年被後見人の法定代理人なので、当然に代理権がある。

５．**正**　その通り。

６．**正**　その通り。成年被後見人に対して同意は意味なし。

７．**誤**　一人前の判断ができる成年後見人が追認したら、もはや取消しできない。

８．**誤**　成年被後見人が居住している建物の売却・賃貸借・抵当権の設定は家庭裁判所の許可が必要である。

９．**誤**　成年後見人が被後見人の契約の取消しを行う場合、後見監督人の同意は不要。

4節. 被保佐人

問１． 保佐人と被保佐人の関係について、以下の空欄を埋めよ。

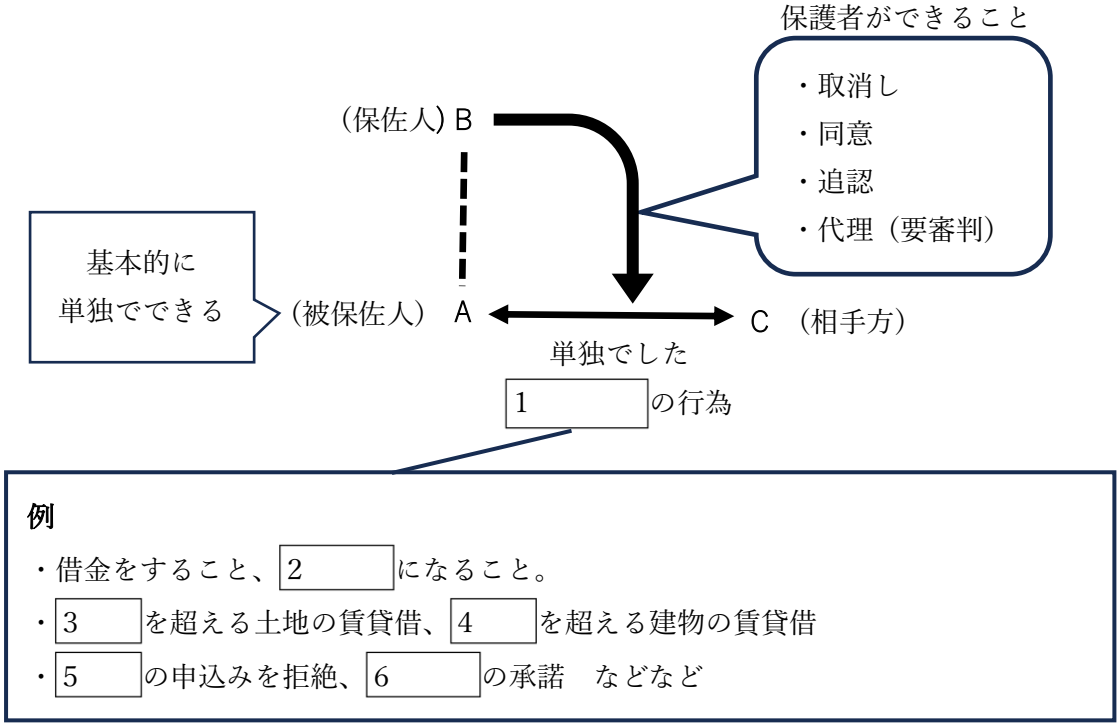

問２． 事理弁識能力が不十分であり、保佐開始の審判を受けた者は被保佐人として保護される。

問３． 被保佐人が重要な財産上の行為を単独でした場合、その行為は取消しできる。

問４． 被保佐人が重要な財産上の行為を単独でした場合、保佐人が追認を与えればその行為は取消しできなくなる。

問５． 保佐人は、当然に被保佐人の代理人となる。

問６． 被保佐人が保証人になる際は、保佐人の同意は不要である。

問７． 被保佐人が贈与の申し出を断る場合、保佐人の同意が必要である。

問８． 重要な財産上の行為について、保佐人が被保佐人の利益を害する恐れがないにもかかわらず同意を与えない場合、被保佐人の請求によって家庭裁判所は同意に代わる許可を与えることができる。

【答え】４節. 被保佐人

１．保佐人と被保佐人の関係

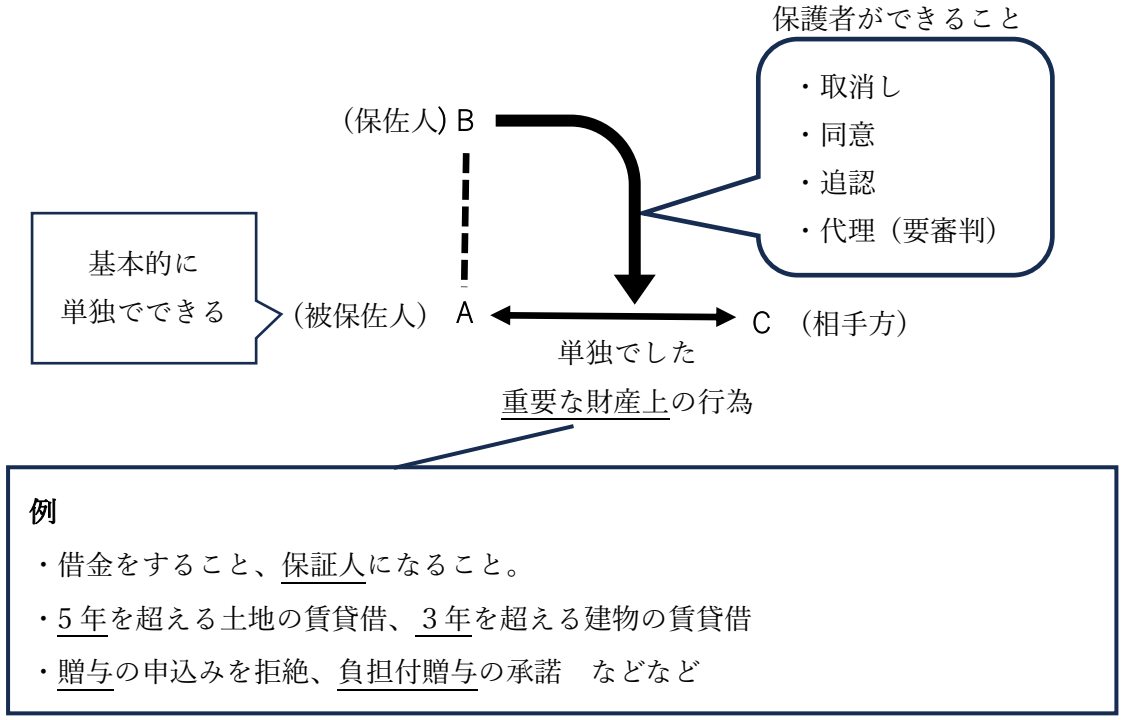

２．**誤**　事理弁識能力が著しく不十分でないと、被保佐人と認められない。

３．**正**　その通り。

４．**正**　その通り。

５．**誤**　保佐人は法定代理人ではないので、当然に代理人にはならない。代理権付与の審判が別途必要になる。

６．**誤**　被保佐人が保証人になることは重要な財産上の行為なので、保佐人の同意が必要。

７．**正**　贈与の申し出を断る行為は重要な財産上の行為である。保佐人の同意が必要。

８．**正**　その通り。

考えるヒント

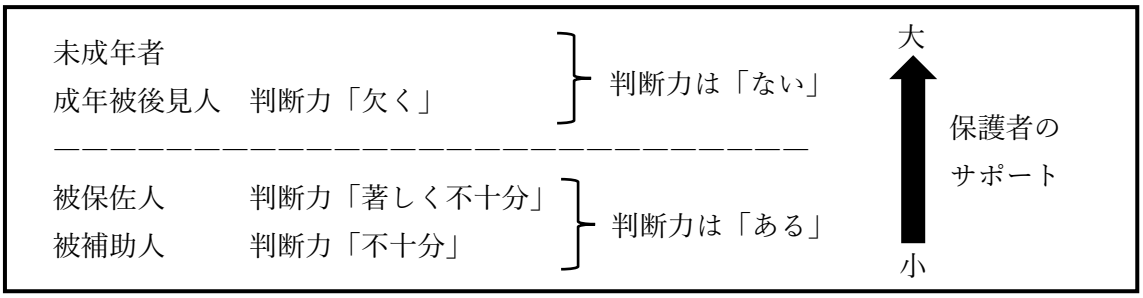

5節. 被補助人

問 1． 補助人と被補助人の関係について、以下の空欄を埋めよ。

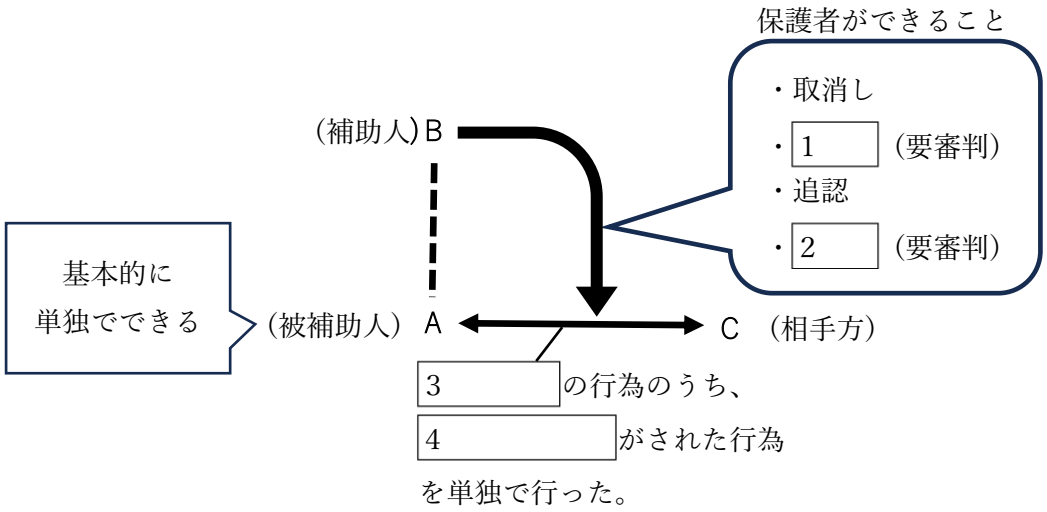

問 2． 本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには，本人の同意を得る必要がある。

問 3． 補助人は重要な財産上の行為の全てについて同意権を有する。

問 4． 補助人には、当然に被補助人を代理する権利は与えられない。

問 5． 補助開始の審判をするには、同意権と代理権付与の審判を同時にする必要がある。

6節. 制限行為能力者の取引の相手方の保護

問 1． 以下の空欄を埋めよ。

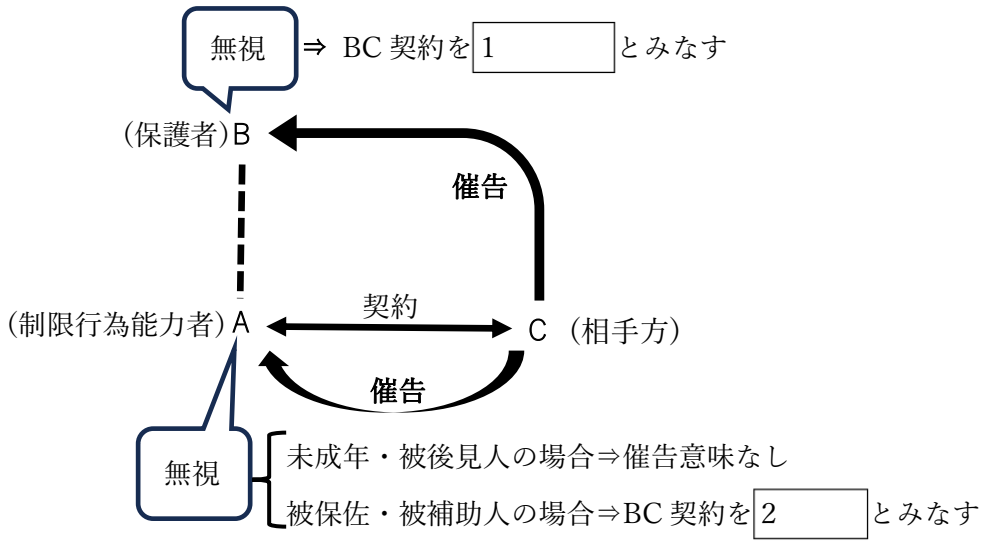

問 6． 制限行為能力者 A が詐術を用いて、C と契約をしても保護者 B は契約の取消しができる。

問 7． 制限行為能力者 A が取消しをする際、取消しをすることの同意を B から得なければならない

【答え】5節. 被補助人

1．補助人と被補助人の関係

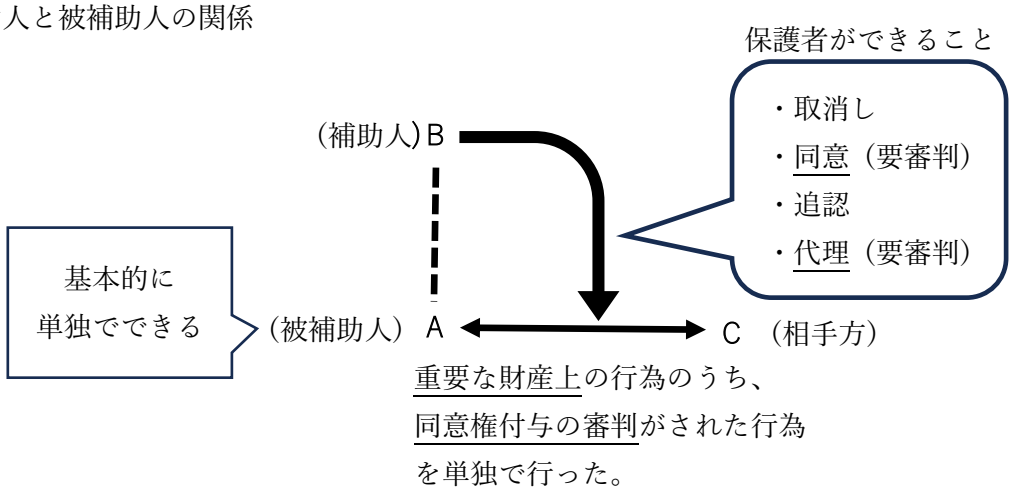

2．**正**　その通り。

3．**誤**　家庭裁判所の同意権付与の審判があった行為にのみ同意権を有する。全てではない。

4．**正**　その通り。代理権付与の審判が必要である。

5．**正**　その通り。

【解答】6節. 制限行為能力者の取引の相手方の保護

1．相手方 C の催告を無視した場合

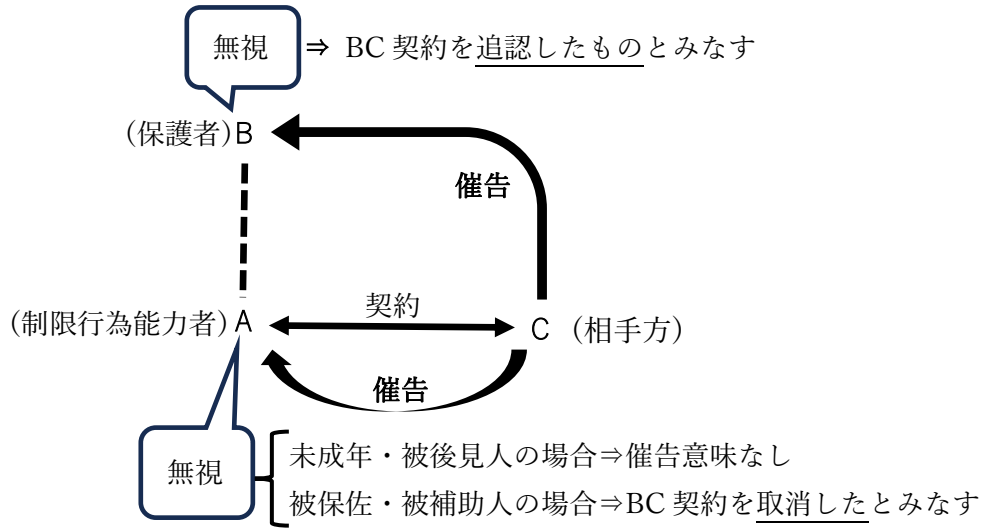

【相手方 C の催告を保護者が無視した際の考え方】
　保護者 B には一人前の判断力がある
⇒相手方 C の催告に対して、B は返事をしなければいけない。
⇒それでも無視したら、制限行為能力者が勝手にした契約の責任を取る
⇒契約は有効のまま。（つまり、追認したとみなされる）

6．**誤**　取消しできない。詐術を使うような制限行為能力者に取消しを認めてはいけない。

7．**誤**　取消しをするのに保護者の同意は不要。制限行為能力者は単独で取消しできる。

7節. 制限行為能力者と第三者

問 1．以下の問いに答えよ。また、答えを導き出した過程も説明せよ。

制限行為能力者 A が、保護者 B の同意なしに自己所有の建物を C に売却し、C は D に転売した。建物は D に引き渡されている。その後、保護者 B は A の制限行為能力を理由に AC 間の契約の取消しを D に対抗できるか。ただし、D は A が制限行為能力者だということについて善意無過失であるとする。

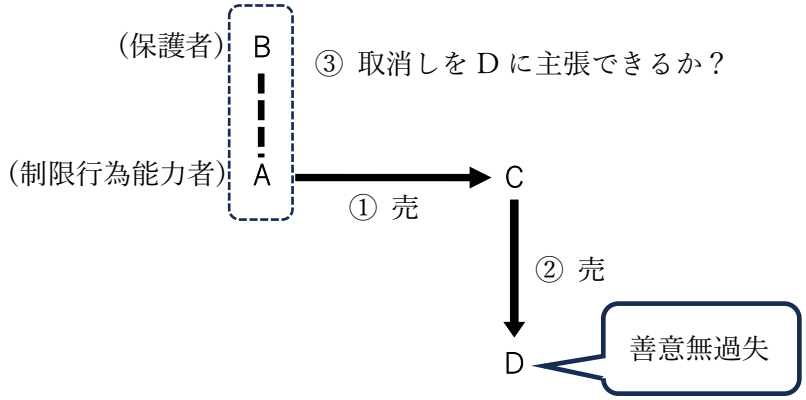

問 2．以下の問いに答えよ。また、答えを導き出した過程も説明せよ。

制限行為能力者 A が、保護者 B の同意なしに自己所有の建物を C に売却し登記もしたが、保護者 B が A の制限行為能力を理由に契約を取り消した。その後、C は D に建物を売却し、所有権移転の登記も済ませた。A は D に対して建物の返還を請求できるか。

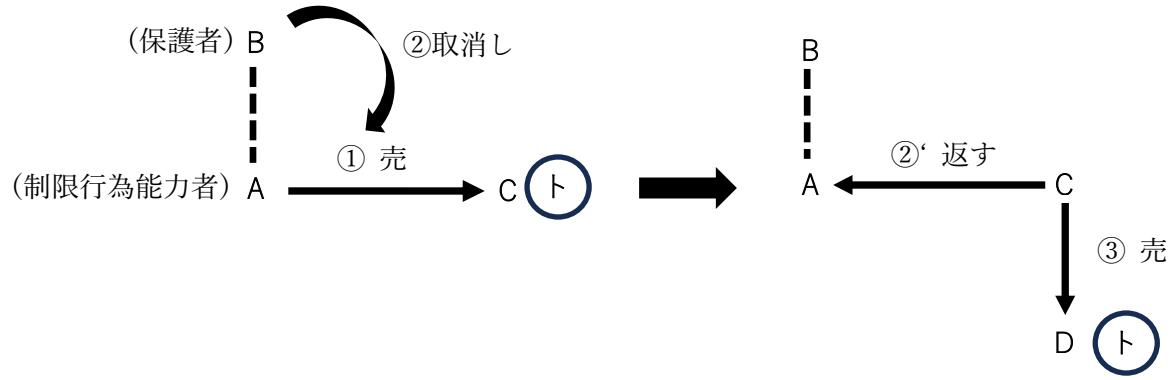

【解答】７節. 制限行為能力者と第三者

１.「保護者 B は AC 契約の取消しを D に対抗できる」

保護者 B の主張・・・・取消しをすれば、建物の所有者は A に戻る。だから建物を返せ。
善意無過失 D の主張・・わたしは C から建物を買ったんだから、建物は私のモノだ。
　　A が制限行為能力者なんて、知らないし、知る由もない。

【理由】
「制限行為能力者の取消しは**社会的弱者の救済制度**であり**最大限保護**されるべき」なので、
たとえ、D が「A が制限行為能力者だ」ということについて**善意無過失**であっても、
制限行為能力者 A を優先して保護する必要がある。よって B の主張が通る。

２.「A は D に対して建物の返還を請求することができない」

結論、A か D の先に登記をした方が勝ち。D が先に所有権移転登記をしている以上、
A に勝ち目はナイ。(A と D は対抗関係の状態にある)

【理由】
本来、制限行為能力者 A(とその保護者 B)は取消しをした時点で、
所有者の名義を C から A にさっさと戻すべき。それを放置したのだから
先に D に登記されてしまっても文句は言えない。取消した人 A(と保護者 B)の怠慢が招いた結果。